

第24回制度設計専門会合事務局提出資料

~ガス市場の状況報告~

平成29年11月28日(火)



トピック

ガス小売市場の概況 新規小売の参入状況 指定旧供給区域における状況 その他

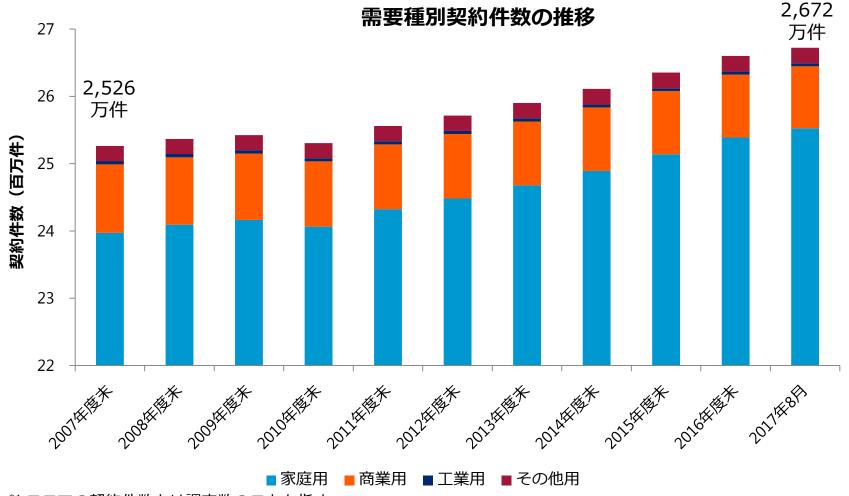
トピック

ガス小売市場の概況

新規小売の参入状況 指定旧供給区域における状況 その他

都市ガス契約件数の推移

- 2017年8月末時点での総契約件数は約2,670万件であり、過去10年間で145万件増加している。
- 家庭用件数が増加している一方、商業用、工業用の件数は減少している。

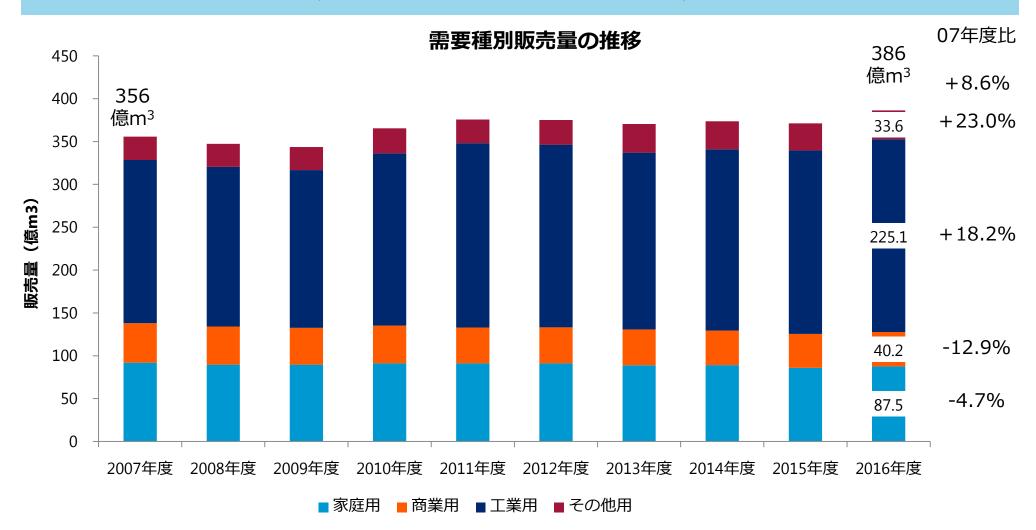


^{*1} ここでの契約件数とは調定数のことを指す。

^{*2「}その他用」とは商業用、工業用に該当しない官公庁、学校、大公使館、試験研究機関、病院等向けの需要を指す。

都市ガス販売量の推移

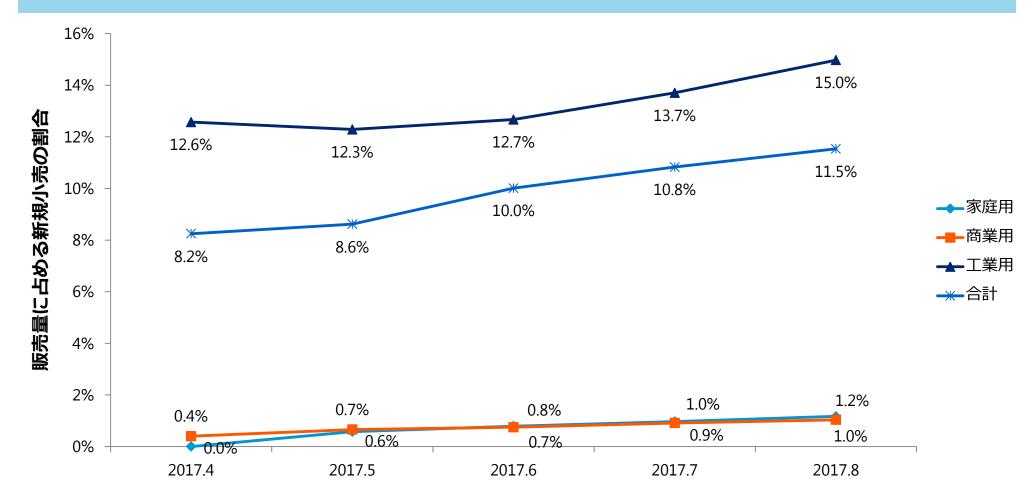
- 2016年度における都市ガス販売量は386億m³であり、過去10年間で8.6%増加している。
- 全体の6割程度を占める工業用需要が増加している一方、家庭用・商業用の需要は減少している。



^{*1} 熱量単位(MJ)の量を、標準熱量45MJにてm3換算した数値を示している。 ガス事業生産動態統計調査に基づき作成

販売量における新規小売の動向

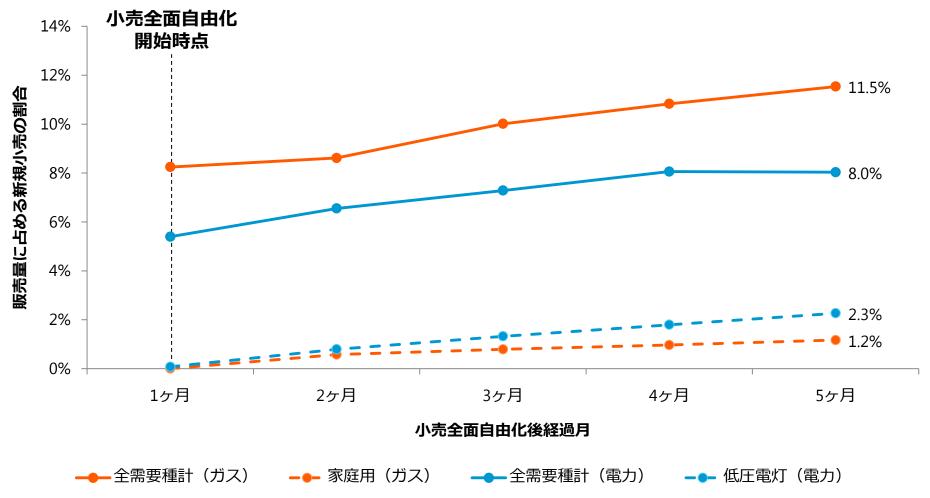
- 全需要種において新規小売の販売量が全体に占める割合は、2017年8月時点で11.5%となっている。
- 今回新たに自由化された小口部門の主な需要先である家庭用は1.2%になっており、小売全面自由化を契機として、商業用、工業用についても増加している。



^{*}新規小売には越境参入したみなし小売を含む。

(参考) 電力市場との比較(販売量ベース)

● 小売全面自由化以降の推移を電力市場と比較すると、全需要種計における新規小売が占める販売量の割合はガスの方が高く、家庭用については電力の方が高い。

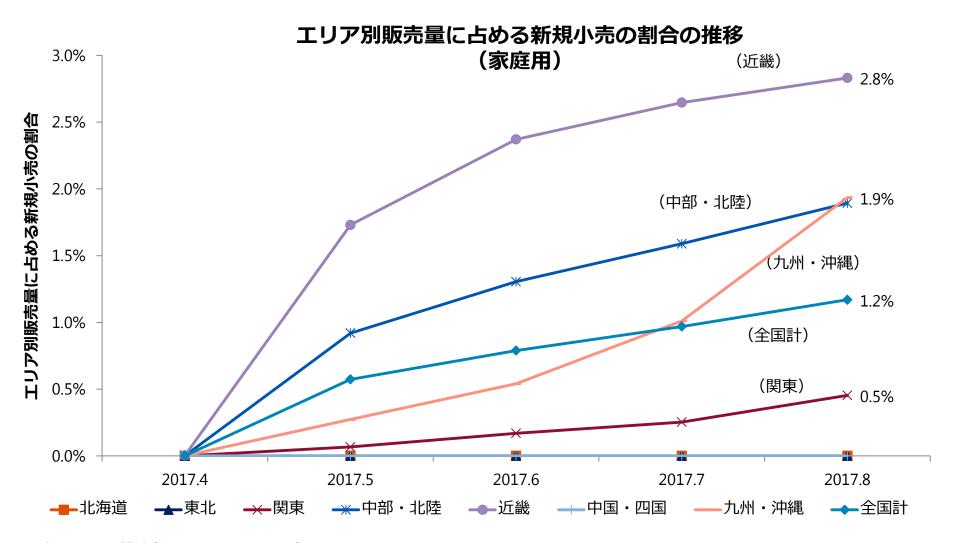


^{*}新規小売には越境参入したみなし小売を含む。

ガス取引報、電力取引報に基づき作成 6

エリア別販売量における新規小売の動向(家庭用)

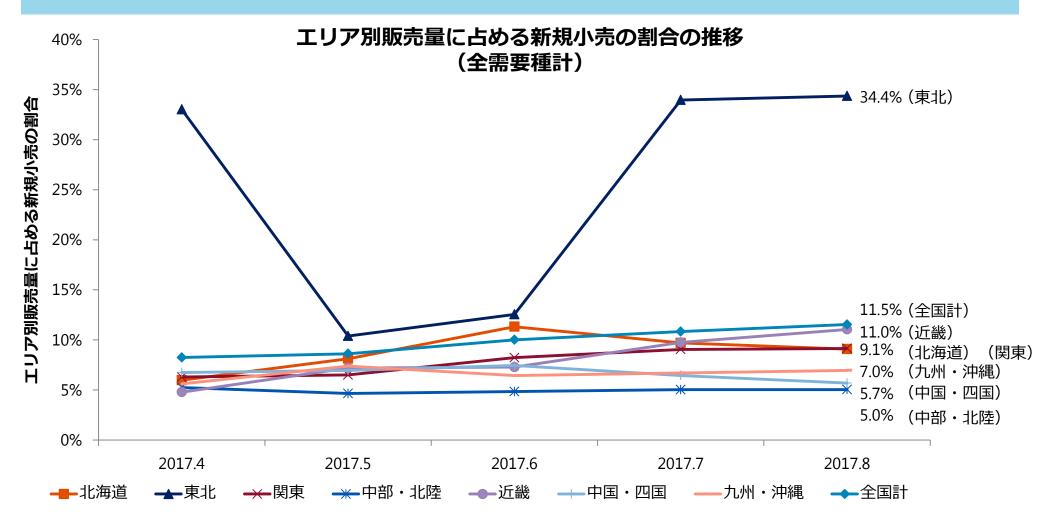
● 近畿エリアにおける新規小売のシェアが最も大きく2.8%であり、九州・沖縄、中部・北陸、関東がそれに続く。



^{*}新規小売には越境参入したみなし小売を含む。

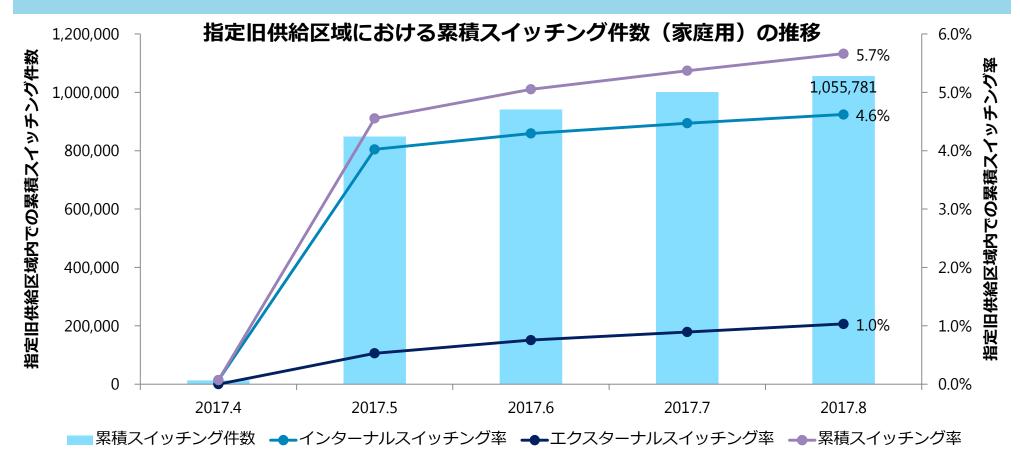
エリア別販売量における新規小売の動向(全需要種)

● 東北エリアにおける新規小売のシェアが最も大きく2017年8月時点で34.4%であり、近畿、北海道、関東がそれに続く。(東北エリアの5,6月の割合が大きく低下しているのは、主要事業者の需要先である発電所が定期点検によって停止し需要が減少したためである。)



指定旧供給区域における累積スイッチング件数(家庭用)

● 2017年8月末時点で指定旧供給区域における累積スイッチング件数は約100万件、累積スイッチング割合は5.7%に達した。なお、総スイッチング件数の85%はインターナルスイッチング(自社内で発生した規制料金から自由料金へのスイッチング)である。



^{*1}累積スイッチング率は、当該月の累積スイッチング件数を当該月の契約件数(家庭用)で除することによって算定した。

Q

^{*2}対象は経過措置指定を受けている12供給区域

^{*3}インターナルスイッチングとは自社内で発生した規制料金から自由料金へのスイッチング、エクスターナルスイッチングとは規制料金から新規小売へのスイッチングを指す。

トピック

ガス小売市場の概況 新規小売の参入状況 指定旧供給区域における状況 その他

新規小売事業者一覧

報告時点で小売販売を開始している新規事業者*は40社。

*旧簡易ガス形態のガス小売事業者(旧ガス事業法第2条第14項の事業を行う事業者、及びLPストレート供給形態のガス小売事業者を含む)、 それ以外のみなしガス小売事業者を対象から除外した。また、事業譲渡の場合も対象から除いた。

電気事業者(6社)

- 東北電力
- ・東京電力エナジーパートナー
- ·中部電力
- ·関西電力
- •四国雷力
- ·九州電力

L P ガス事業者 (3社)

- ・河原実業
- ・レモンガス
- ・サイサン

一般家庭への供給を行っている事業者

旧大口ガス事業者※1(20社)

- 朝日ガスエナジー
- •岩谷産業
- ·=菱ケミカル ※3
- ・テツゲン
- 仙台プロパン
- ・ネクストエネルギー
- ・上越エネルギーサービス
- 東京ガスエンジニアリングソリューションズ
- ·北陸天然瓦斯興業
- •合同資源
- 鈴与商事
- 給 圓
- ・富山グリーンフードリサイクル
- ・甲賀エナジー
- ・ 近畿エア・ウォーター
- ・小倉興産エネルギー ※4
- ・熊本みらいエル・エヌ・ジー
- •新日鐵住金
- ・プログレッシブエナジー
- ・りゅうせき

旧ガス導管事業者※2(9社)

- ・ J X T Gエネルギー ※5
- ·石油資源開発
- •国際石油開発帝石
- •=愛石油
- ・南遠州パイプライン
- ・エア・ウォーター
- 東北天然ガス
- ・エネロップ
- ・ 筑後ガス圧送

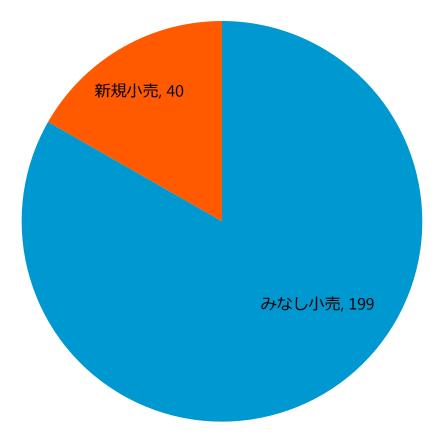
その他の事業者(2社)

- ・日本ファシリティー・ソリューション
- · 豊富町
- ※1旧大口ガス事業者 年間ガス供給量 10万㎡以上の 大口需要家へのガスの供給を行う者で、一般ガス事業者、 簡易ガス事業者、ガス導管事業者に該当する者を除いた者
- ※2旧ガス導管事業者 自らが維持し、及び運用する特定導管 により、卸供給及び大口供給の事業を行う者のうち、一般ガス 事業者や簡易ガス事業者に該当する者を除いた者
- ※3合併により三菱化学から三菱ケミカルに社号変更
- ※4エネクスエルエヌジー販売から小倉興産エネルギーに事業承継
- ※4エネクスエルエメンー販売ルウェン高乗/エール ※5合併により J Xエネルギーから J X T Gエネルギーに社号変更 11

ガス小売事業者数

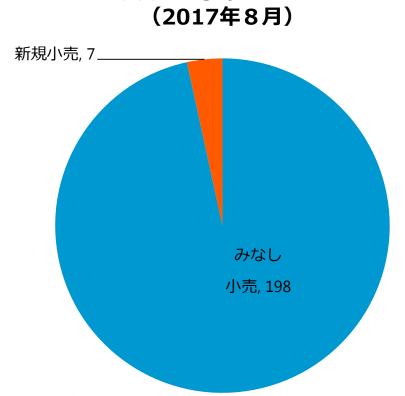
- 2017年8月末時点でのガス小売事業者数*¹は239であり、その80%以上をみなし小売事業者*²が占めている。
- *1旧簡易ガス形態のガス小売事業者(旧ガス事業法第2条第14項の事業を行う事業者、及びLPストレート供給形態のガス小売事業者を含む)を対象から除外している。
- *2 みなし小売とは、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項に規定された旧一般ガスみなしガス小売事業者を指す。

ガス小売事業者の内訳(2017年8月)

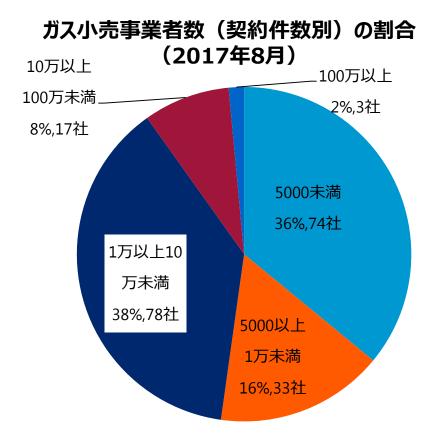


ガス小売事業者数(家庭用)

- 2017年8月末時点で家庭向けに供給しているガス小売事業者数*1は205であり、その95%以上をみなし 小売事業者*2が占めている。
- 家庭用契約件数が1万件未満の小規模な事業者が過半を占めており、100万件を超える需要家を持つ事業者は全体の2%(3社)となっている。
- *1 旧一般ガス小売事業者(プロパンストレート形態にて供給する4事業者を除く)及び旧一般ガス事業へ参入している事業者が対象。
- *2 みなし小売とは、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項に規定された旧一般ガスみなしガス小売事業者を指す。



ガス小売事業者の内訳



新規(越境を含む)での参入が進んだエリア(家庭用) (1/2) (2017年8月末現在)

新規(越境を含む)での参入が進んだエリアは17であり、大宗を関東地域が占めている。

管轄		参入があったエリア	当該エリアの 主な対象市町村	新規参入事業者
	1	東京ガス (東京地区等)	東京23区等	日本ガス、東彩ガス、河原実業、 新日本ガス、北日本ガス、東日本ガス、 レモンガス、東京電力 E P
	2	鷲宮ガス	加須市、久喜市	日本ガス、東彩ガス、新日本ガス
	3	栃木ガス	栃木市	日本ガス、北日本ガス
88 ===	4	東部ガス (茨城・茨城南地区)	水戸市、土浦市等	日本ガス、東日本ガス
関東	5	野田ガス	野田市、流山市	日本ガス、東日本ガス
	6	武州ガス	川越市、所沢市等	日本ガス
	7	館林ガス	館林市	日本ガス
	8	秦野ガス	秦野市、平塚市等	日本ガス
	9	厚木ガス	厚木市、平塚市等	日本ガス
	10	武陽ガス	福生市、羽村市等	日本ガス

^{*}新規参入事業者には、2017年8月末時点で当該エリアにて顧客獲得実績がある事業者を記載がス定期報告によって収集した情報に基づき作成

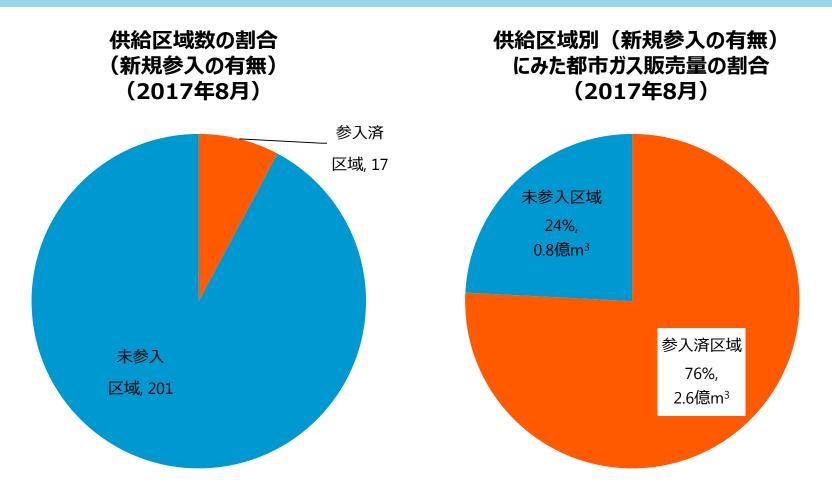
新規(越境を含む)での参入が進んだエリア(家庭用)(2/2) (2017年8月末現在)

管轄		参入があったエリア	当該エリアの 主な対象市町村	新規参入事業者
	11	大東ガス	川口市、所沢市等	日本ガス
関東	12	昭島ガス	昭島市、立川市等	日本ガス
因果	13	角栄ガス(佐倉地区)	佐倉市	日本ガス
	14	東彩ガス	さいたま市、加須市等	東京ガス
中部	15	東邦ガス	名古屋市等	中部電力
近畿	16	大阪ガス	大阪市等	関西電力
九州	17	西部ガス	福岡市、北九州市等	九州電力

^{*}新規参入事業者には、2017年8月末時点で当該エリアにて顧客獲得実績がある事業者を記載

供給区域別の新規参入の状況(家庭用)

● 新規(越境を含む)での参入が進んだエリアは全体の10%に満たないが、販売量ベースでみると76%に達している。



^{*}参入済区域とは、2017年8月末時点で新規(越境を含む)事業者の参入実績があった供給区域を指す。

新規(越境を含む)での参入が進んだエリア(家庭用以外) (1/3) (2017年8月末現在)

● 家庭用以外において、新規(越境を含む)での参入が進んでいるエリアは31。

管轄		参入があったエリア	当該エリアの 主な対象市町村	新規参入事業者
	1	仙南ガス	名取市	仙台プロパン
東北	2	石油資源開発 (新潟地区)	新潟近郊	東北天然ガス
	3	静岡ガス	静岡市、沼津市等	鈴与商事
	4	東海ガス	島田市、焼津市等	鈴与商事
	5	国際石油開発帝石	新潟近郊	ネクストエネルギー、 上越エネルギーサービス
関東	6	大多喜ガス (払出エリアA)	茂原市、大多喜町等	合同資源
	7	東彩ガス	さいたま市、加須市等	サイサン、東京ガス
	8	松本ガス	松本市	岩谷産業
	9	東京ガス (東京地区等)	東京23区等	三愛石油、東京電力EP、JXTGエネルギー、日本ガス、東京ガスES、東日本ガス

新規(越境を含む)での参入が進んだエリア(家庭用以外) (2/3) (2017年8月末現在)

管轄		参入があったエリア	当該エリアの 主な対象市町村	新規参入事業者
	10	太田都市ガス	太田市、大泉町	三愛石油
	11	東部ガス (茨城・茨城南地区)	水戸市、土浦市等	日本ガス
	12	武州ガス	川越市、所沢市等	日本ガス
	13	秦野ガス	秦野市、平塚市等	日本ガス
関東	14	厚木ガス	厚木市、平塚市等	日本ガス
	15	武陽ガス	福生市、羽村市等	日本ガス
	16	栃木ガス	栃木市	日本ガス
	17	習志野市営ガス	習志野市、船橋市	日本ファシリティソリューションズ
	18	北日本ガス	鹿沼市、小山市等	東京ガス
一立口	19	中部ガス	豊橋市、豊川市等	鈴興
中部	20	東邦ガス	名古屋市等	中部電力

新規(越境を含む)での参入が進んだエリア(家庭用以外) (3/3) (2017年8月末現在)

管轄		参入があったエリア	当該エリアの 主な対象市町村	新規参入事業者
近畿	21	大阪ガス	大阪市等	岩谷産業、関西電力、三愛石油、近畿 エア・ウォーター
	22	大津市企業局	大津市	関西電力
	23	岡山ガス	岡山市、倉敷市等	小倉興産エネルギー
中国	24	水島ガス	倉敷市	JXTGエネルギー
	25	広島ガス	広島市、呉市等	三愛石油
四国	26	四国ガス	松山市、高松市等	四国電力
	27	西部ガス	福岡市等	新日鐵住金、九州電力、三愛石油
	28	九州ガス	諫早市、八代市等	熊本みらいエルエヌジー
九州	29	筑紫ガス	小郡市、筑紫野市等	三愛石油
	30	鳥栖ガス	鳥栖市、基山町	三愛石油
	31	九州ガス圧送	熊本市等	西部ガス

トピック

ガス小売市場の概況 新規小売の参入状況 指定旧供給区域における状況 その他

経過措置の指定旧供給区域一覧(都市ガス)

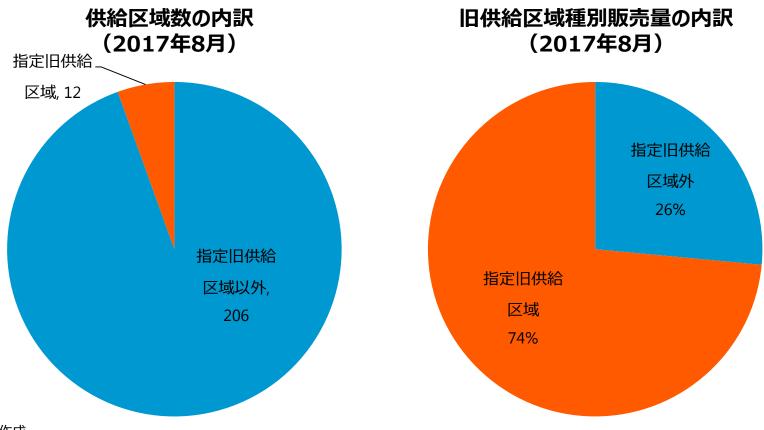
● 2017年11月時点で、経過措置の指定を受けているのは12供給区域。

管轄		事業者	供給区域内主要市町村	
	1	東京ガス株式会社(東京地区等)	東京23区、横浜市、さいたま市等	
本省	2	大阪ガス株式会社	大阪市、京都市、神戸市等	
	3	東邦ガス株式会社	名古屋市、岐阜市、津市等	
東北	4	仙南ガス株式会社	名取市	
	5	京葉ガス株式会社	市川市、船橋市、松戸市等	
関東	6	京和ガス株式会社	柏市、流山市	
因米	7	日本ガス株式会社(南平台・初山地区)	川崎市	
	8	熱海ガス株式会社	熱海市	
近畿	9	河内長野ガス株式会社	河内長野市、大阪狭山市	
中国	10	浜田ガス株式会社	浜田市	
九州	11	株式会社エコア(100MJ地区)	中津市	
<i>J</i> 6711	12	南海ガス株式会社	奄美市	

^{*}東京ガス、日本ガス、エコアの3社は複数の供給区域を保有しており、上記に挙げた供給区域以外の供給区域は、経過措置の対象から外れている。

供給区域別販売量(家庭用)

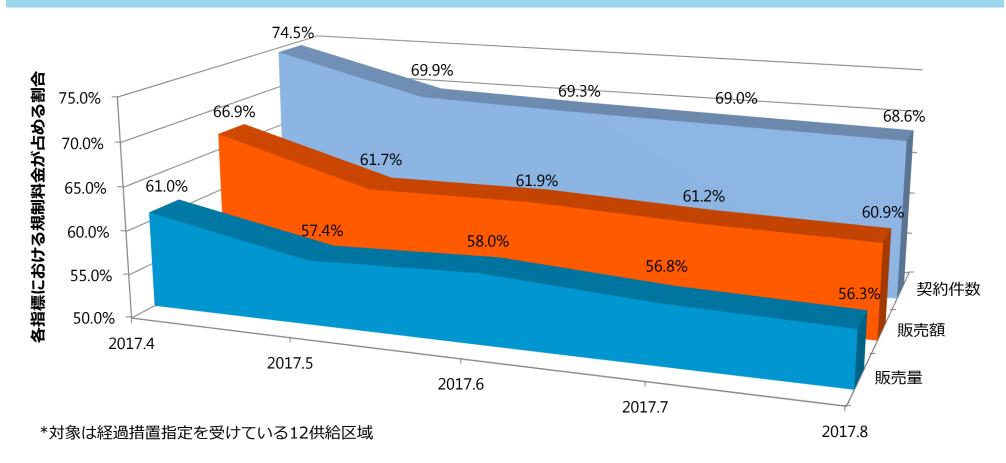
● 2017年8月末時点での供給区域数*は218であり、そのうち経過措置指定を受けているのは12区域と全体に占める割合は5%程度であるが、販売量ベースで見ると74%と、全国の大半の消費者が経過措置の対象であることが見てとれる。



^{*}ここでの供給区域数とは、家庭用に供給することが可能な供給区域の数を示す。

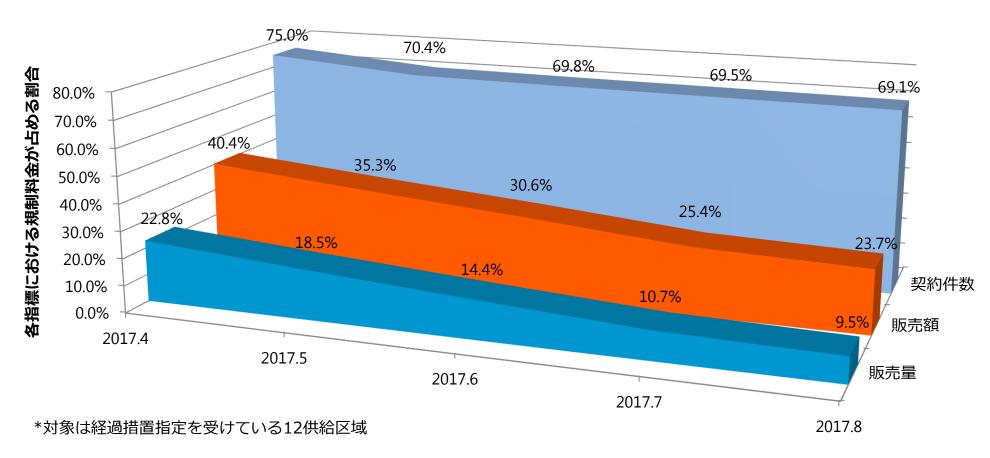
指定旧供給区域における規制料金の割合(家庭用)

- 2017年8月末時点での規制料金が占める割合は、販売量ベースで56.3%と、自由化以降の5ヶ月で4.7ポイント低下した。
- 販売額ベース、契約件数ベースでも同様の傾向を示しており、小売全面自由化以降、規制料金が占める割合は低下している。



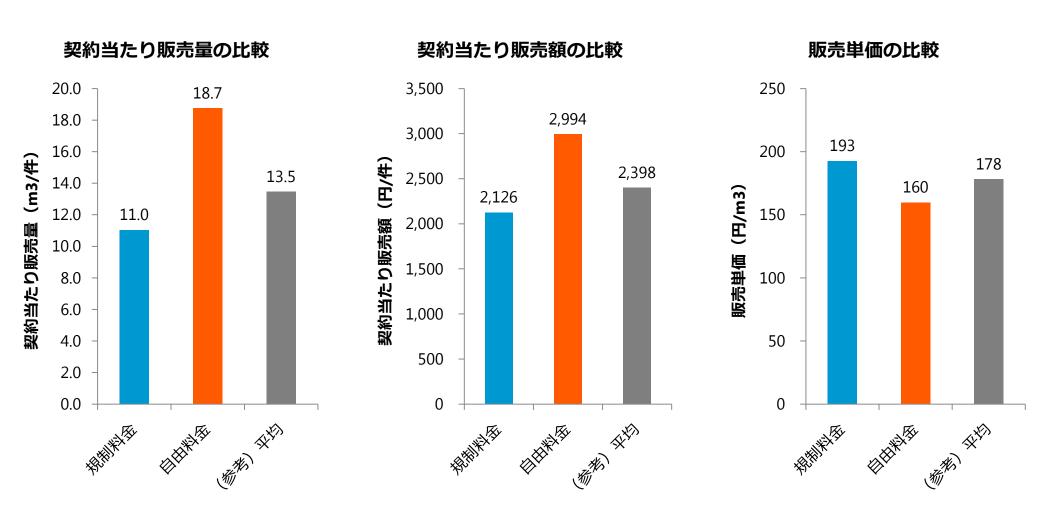
指定旧供給区域における規制料金の割合(全需要種)

家庭用需要での傾向と同様、いずれの指標においても、規制料金の占める割合は低下している。



指定旧供給区域における料金種別の需要家特性(家庭用:2017年8月)

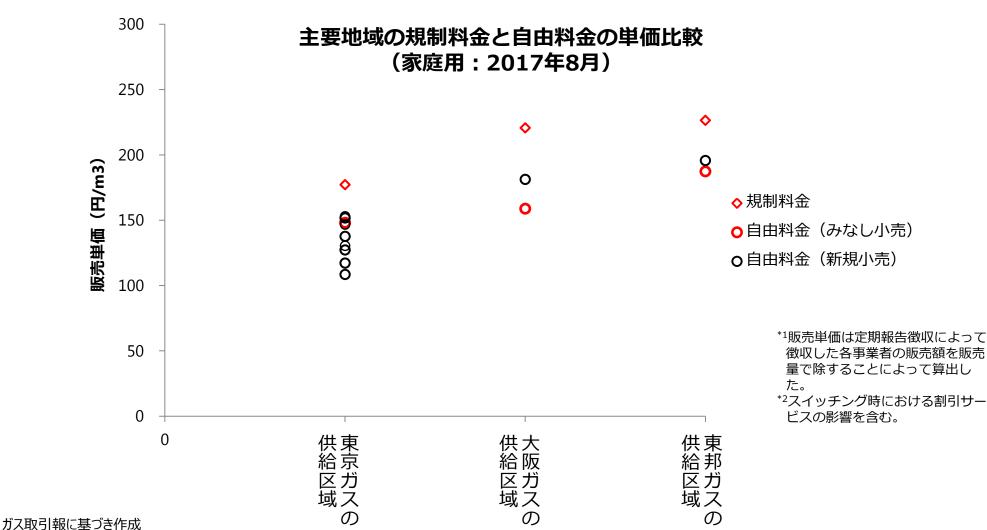
● ガスの消費が少ない需要家は規制料金、消費量が多い需要家は自由料金を選択する傾向がある。



^{*}対象は経過措置指定を受けている12供給区域

ガス小売料金の水準(地域別・家庭用)

経過措置規制が係っている大手3社全ての区域において、新規小売の料金水準は規制料金よりも割安なものとなっている。



26

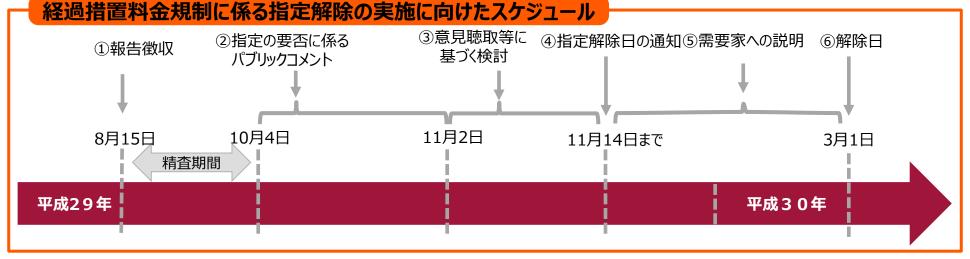
経過措置料金規制に係る指定解除について

- 資源エネルギー庁は、指定を行った地域の競争状況を確認するため、ガス関係報告規則に基づき、経過措置 料金規制が課された事業者から3ヶ月ごとに報告を徴収している。
- 仙南ガス、浜田ガス、エコアの3社は、ガスシステム改革小委員会における議論を受けて策定した解除基準を満たしていることから、3月1日に指定の解除が決定されている。
- ※旧簡易ガス事業者については、経過措置料金規制が課された1730団地のうち、246団地の指定解除が決定されている。

【指定中の旧一般ガス事業者】

所管	事業者	指定解除基準
	東京ガス(東京地区等)	満たさない
本省	大阪ガス	満たさない
	東邦ガス	満たさない
東北	仙南ガス	満たす
関東	京葉ガス	満たさない
以来 	京和ガス	満たさない

所管	事業者	指定解除基準
関東	日本ガス(南平台・初山地区)	満たさない
以来	熱海ガス	満たさない
近畿	河内長野ガス	満たさない
中国	浜田ガス	満たす
九州	エコア(100MJ地区)	満たす
<i>ጋ </i>	南海ガス	満たさない



特別な事後監視について

● 当委員会では、一般的な監視に加え、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス(又は簡易ガス)の利用率が50%を超える事業者を対象として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域等の料金水準について報告徴収を行っている。(これまでに問題となるような事例は認められていない。)

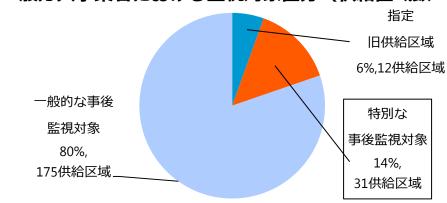
対象事業者

- ・経過措置料金規制が課されないガス小売事業者のうち、 供給区域等における都市ガス(簡易ガス)利用率が 50%を超える事業者
 - ▶ 旧一般ガス事業者:24事業者31供給区域 (全205事業者218供給区域)
 - ▶ 旧簡易ガス事業者:315事業者915団地 (全1,375事業者7,432団地)

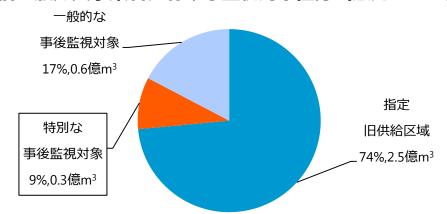
対象期間

・小売全面自由化後3年間とする。ただし、当該事後監視期間内に合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合には、期間を3年間延長する。

旧一般ガス事業者における監視対象区分(供給区域数ベース)



旧一般ガス事業者における監視対象区分(販売量ベース)



トピック

ガス小売市場の概況 新規小売の参入状況 指定旧供給区域における状況 その他

LNG基地の第三者利用制度について

- 委員会は、ガス製造事業者に対して、四半期に1度、定期報告徴収により、LNG基地の第三者利用制度の利用状況等を報告させている。
- 本年9月末時点において、利用に至った件数はないが、申請は2件ある。

対象事業者

● 18事業者27基地

報告事項

- 1. 受託製造の申込み状況
- 2. 受託製造の契約締結状況
- 3. 受託製造の拒否状況
- 4. 受託製造の製造状況

